

2. ハンセン病と人権について —— 人間性

解説の ポイント

ハンセン病の患者・元患者は、想像を絶する偏見や差別の中で生きてきた。こうした偏見や差別をなくし、入所者、社会復帰者等の人権が尊重される社会を実現するには、私たち一人ひとりがハンセン病問題を正しく理解する必要がある。

明治40年(1907年) 「癩予防二閑スル件」制定

主として各地を放浪する「浮浪らい」と呼ばれる患者を療養所に収容する目的で作られました。日本のハンセン病政策は、この法律の制定から始まりました。

昭和6年(1931年) 「癩予防法」制定

内務省*は「癩予防二閑スル件」を欧米のハンセン病予防法と同等の法律にするため、大正5年(1916年)から新しい予防法の策定を進めました。昭和6年(1931年)の国際連盟保健機関による「らいの公衆衛生の原理」には、「ハンセン病の発生予防の最重要線は隔離と治療である」といったことが決議されました。このような流れの中で同年、すべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、本法の元で国立療養所が建設され、患者の収容が進められていました。

*内務省:明治6年(1873年)から昭和22年(1947年)まで存在した中央官庁。警察・地方行政・衛生行政などを統轄した。

昭和28年(1953年) 「らい予防法」制定

「癩予防法」を改正した法律。戦後、治療薬が登場しましたが、治安対策的な理由が優先され、患者を強制的に隔離する基本方針や懲戒規定は残されたままでした。

平成8年(1996年) 「らい予防法の廃止に関する法律」制定

平成6年(1994年)、元厚生省医務局長・大谷藤郎が「らい予防法」の全面廃止を求める私的見解を発表しました。全国国立ハンセン病療養所長連盟や日本らい学会も、いわゆる「大谷見解」に沿った見解を発表し、「らい予防法」を抜本的に見直す気運が高まりました。そして平成8年(1996年)、「癩予防二閑スル件」以来、約1世紀にわたって続いたわが国の隔離政策に終止符が打たれました。

回復への長い道のり

- ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
- 今なおハンセン病に対する偏見や差別は根強く残っている
- ハンセン病問題を解決していくために、ハンセン病に関する正しい知識を身につけましょう

明治40年(1907年)

「癩予防二閑スル件」制定

主として各地を放浪する「浮浪らい」と呼ばれる患者を療養所に収容する目的で作られました。日本のハンセン病政策は、この法律の制定から始まりました。

昭和6年(1931年)

「癩予防法」制定

内務省*は「癩予防二閑スル件」を欧米のハンセン病予防法と同等の法律にするため、大正5年(1916年)から新しい予防法の策定を進めました。昭和6年(1931年)の国際連盟保健機関による「らいの公衆衛生の原理」には、「ハンセン病の発生予防の最重要線は隔離と治療である」といったことが決議されました。このような流れの中で同年、すべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、本法の元で国立療養所が建設され、患者の収容が進められていました。

*内務省:明治6年(1873年)から昭和22年(1947年)まで存在した中央官庁。警察・地方行政・衛生行政などを統轄した。

3

平成8年(1996年)

「らい予防法の廃止に関する法律」制定

平成6年(1994年)、元厚生省医務局長・大谷藤郎が「らい予防法」の全面廃止を求める私的見解を発表しました。全国国立ハンセン病療養所長連盟や日本らい学会も、いわゆる「大谷見解」に沿った見解を発表し、「らい予防法」を抜本的に見直す気運が高まりました。そして平成8年(1996年)、「癩予防二閑スル件」以来、約1世紀にわたって続いたわが国の隔離政策に終止符が打たれました。

平成20年(2008年)
「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」成立

議員立法で成立した本法は「ハンセン病問題基本法」とも呼ばれ、療養所施設を地域に開放し、地域住民の診察を認めるなど、入所者の社会復帰を後押しする内容が盛り込まれました。これにより地域と共生を図り、住民との交流が深まるものと期待されています。本法は、平成21年4月から施行されています。

5

ハンセン病と人権について考える



治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったんだよね。

そして国は療養所の入所者・社会復帰者におわりし、政策を改めた。

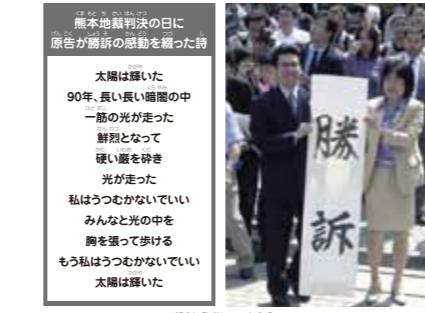
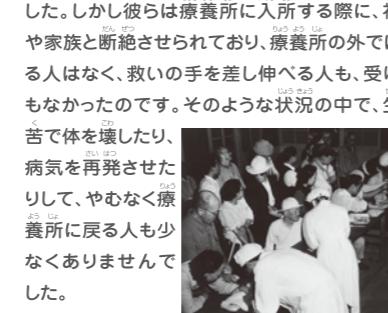
それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのだろう?

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
どうして療養所に収容されたままだった?

ハンセン病の隔離政策が終わったのは
つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)によく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁で国のハンセン病政策の転換が巡れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおわりし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。



熊本地裁での勝訴発表(写真提供:共同通信社)

熊本裁判に勝訴したから

ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている

療養所を出られるようになつても故郷に帰れば、肉親と再会できない人もいるんだって

熊本地裁の判決に対し、国は控訴「断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きたなど、残念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことによる不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。

控訴断念するか否かの最終判断をする直前に、ハンセン病訴訟原告代表と面談する小泉内閣総理大臣(当時)(写真提供:共同通信社)

星塚敬愛園の納骨堂

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない――。
- 実名を名乗ることができない――。
- 結婚しても子供を生むことが許されない――。
- 一生療養所から出て暮らすことができない――。
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――。

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられてきました。あなたは想像できますか?

学習のポイント

- POINT1** ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を持とう
- POINT2** ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決する力は、君たちが握っている
- POINT3** ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

*裁判の判決に不満がある場合、上級の裁判所に再審理を請求すること。

社会の偏見と差別

●昭和29年(1954年)

黒髪校事件

熊本県のハンセン病療養所「菊池恵楓園」の入所者の子どもが通う保育所「竜田寮」から児童4人が地元の黒髪小学校に入学することになりましたが、それをPTAが阻止しようとした。当時、ハンセン病患者を親に持つ子どもは、いずれは発病するという偏見から「未感染児童」と呼ばれていました。その子どもたちから病気がうつると恐れた親たちが、登校阻止や授業拒否などを行ったのです。子どもの気持ちを顧みない対応などは、当時の社会の態度を表しています。



竜田寮児童の黒髪小学校通学反対の集会
入学式の当日、竜田寮児童の入学を阻止しようとする大人たち。

今社会の中には、さまざまな偏見や差別があります。そうした人権をめぐる問題を解決していくには、一人ひとりが人権尊重の精神を持つことが大切です。人権が尊重される社会の実現に向けて、私たちに何ができるのか、生徒たちと一緒に考えてみてください。

6